

1-4 休暇等

- ✓ 年次有給休暇は、パートやアルバイトももらえますか？年次有給休暇は自由にとれますか？
- ✓ 仕事と家庭を両立させるための休暇・休業制度には、どんなものがありますか？

- ◎ 年次有給休暇は、要件を満たせば、短時間労働者にも与えられます。取得する時季は、労働者が指定できますが、使用者にも時季を変更する権利があります。
- ◎ 法で産前産後休業、育児休業、子の看護休暇、介護休暇、介護休業などが定められています。

休暇とは

- 労働契約上の労働日について、その労働提供義務を免除する制度です。休日とは異なります。
- 法で定められている休暇(年次有給休暇など)と、就業規則などで規定する法定外休暇(夏季休暇、病気休暇など)があります。
- 年次有給休暇を除き、有給か無給かは、労働協約(40ページ参照)や就業規則(5ページ参照)などで定めます。

年次有給休暇

- 一定期間勤続した労働者に対して、心身の疲労を回復し、ゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで、「有給」で休むことができる制度です。
- 雇入れの日から6か月継続して勤務し、所定労働日の8割以上出勤した者に対して下表のとおり与えられます。(出勤率の計算の際には、年次有給休暇、産前・産後休業、育児・介護休業などの日は、出勤したとみなされます。)未消化分は翌年度まで繰り越されます。

週所定 労働日数	年間所定 労働日数	勤続年数						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
5日以上	217日以上	10	11	12	14	16	18	20
4日	169～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48～72日	1	2	2	2	3	3	3

※週4日以下でも、週30時間以上働くときは、週5日以上と同じ日数が付与されます。

- 労働者が希望し、使用者が同意した場合は、年次有給休暇を半日単位で取得できます。労使協定を結ばば、年に5日を限度として、時間単位でも取得できます。
- 使用者には、会社の事業の正常な運営を妨げる場合(同日に既に複数の労働者が休暇を希望しているときなど)に、有給休暇の時季を変更できる権利(時季変更権)があります。
- 労使協定を結ばば、労働者がその年に取得できる有給休暇のうち「5日を超える日数分」については、使用者が日を指定し、その日に有給休暇を付与(計画的付与)することができます。
- 使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。ただし、労働者の時季指定や計画的付与により定められた日数分は、上記5日から控除できます。

産前産後休業

	産前休業	産後休業
取得要件	請求により取得	必ず休業
期 間	産前6週間(多胎妊娠は14週間)	産後8週間(医師が認めた場合は6週間)
賃 金	有給か無給かは、労働協約(40ページ参照)、就業規則(5ページ参照)などによる。無給の場合、健康保険より出産手当金を支給。	

育児休業

- 1歳未満の子を養育する労働者が、子の1歳の誕生日の前日まで、1回又は分割して2回、取得できます。保育所に入れない場合等は、最長1歳6か月まで延長できます。さらに、1歳6か月以降も、保育園等に入れない等の場合は、最長2歳まで再延長できます(※1)。
- 両親がともに育児休業を取得する場合は、要件を満たすと1歳2か月まで延長できる特例(パパ・ママ育休プラス)があります。
- 出生時育児休業制度(産後パパ育休)は、既存の育児休業とは別に、子の出生後8週間以内に4週間まで育児休業が取得できます(※2)。(※1)及び(※2) 2回に分割して取得可能
- 育児休業中は、雇用保険から育児休業給付(33ページ参照)が支給されます。
- 男性の育児休業の取得状況について、従業員が1,000人(令和7年4月1日~300人)を超える企業は公表義務があります。

子の看護休暇

- 小学校就学前(※1')までの子を養育する労働者は、子が1人の場合一年度に5日まで、2人以上の場合一年度に10日まで、病気やけがをした子の世話をするため、あるいは、子に予防接種や健康診断を受けさせるために休暇を取得することができます(※2')。時間単位の取得も可能です。(令和7年4月1日~ (※1')小学校3年生に拡大/(※2')取得目的に子の行事参加が追加)

介護休暇

- 要介護状態(※1")に、ある対象家族(※2")の介護その他の世話をを行う労働者は、対象家族が1人であれば一年度に5日まで、2人以上であれば一年度に10日まで、取得することができます。時間単位での取得も可能です。
(※1") 2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいい、必ずしも介護保険の要介護認定を受けている必要はありません。介護休業も同様。
(※2") 配偶者(事実婚含む)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫。介護休業も同様。

介護休業

- 要介護状態の対象家族1人につき、通算して93日まで、3回を上限として分割して、取得できます。
- 介護休業中は、雇用保険から介護休業給付が支給されます(33ページ参照)。

休暇等に関する関係機関・相談先

- ☞ 労働基準監督署(42ページ) ※年次有給休暇関係
- ☞ 神奈川労働局雇用環境・均等部指導課(42ページ) ※育児・介護関係
- ☞ 「働く人の相談室」ほか労働相談窓口(42ページ)